

公益社団法人大分県社会福祉士会 儀礼交際費規則

(趣旨)

第1条

この規則は、本会と関連する団体・機関等の慶事、弔慰、見舞い等儀礼交際に関する基準を定めるものである。

(範囲)

第2条

儀礼交際費を支出できる対象及び項目は、別表に掲げる範囲とする。

2. 別表に当てはまらないものについては、会長判断とする。

(支出基準)

第3条

1件につき、1万円以内とする。

(支出金)

第4条

経費の支払いは、支払い証明書をもって行う。

(規則の変更)

第5条

この規則の変更は理事会の議決を得なければならない。

附則 この規則は平成25年4月1日から施行する。

別表

支出対象者・項目	慶 事	弔 慰	見 舞
関係団体	本人	本人	本人
関係官庁(課長以上)	本人	本人	本人